

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担当課	DX推進課

契約業者名・住所	シーデーシー情報システム株式会社 千葉県千葉市中央区本千葉町4番3号
工事等の名称	土木積算システム（Adpec-win）賃貸借
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	2,731,080円
工事等の概要	土木積算業務の運用に係るシステムの賃貸借
随意契約の理由	土木積算業務の運用に係るシステムの賃貸借については、積算基準・単価の利用を伴うものであるから、賃貸借の相手方に通常要求される条件に加えて、高度な行政情報の機密保持が要求されるため、総合的判断に基づき契約相手を選定する必要がある。 シーデーシー情報システム株式会社については、上記条件を満たすとともに、千葉県内においても多数の自治体への納品実績があり、本市土木積算システム賃貸借の相手方として、最も適した業者といえる。 以上のことから、本事業については、現行システムを継続して使用することとしたうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、シーデーシー情報システム株式会社を相手方として随意契約することが、適法かつ妥当であると思料する。 また、松戸市財務規則第138条第1項第1号を適用し、1者のみから見積書を徴するものとする。